六一九の六、六一九の八、字坂中六二五の三、六二五の七、六二五の九、六二六、六二六の二、六二七の一、六二七の二、六二七の四、六二七の五、六二九の四、字池尾六三二の一、六三二の二、六三二の四、六三二の七、六三二の九、字キダハシ六三四の七、六三四の一〇、字キジガ尾六三五、六三五の一から六三五の四まで、六三五の一二、六三五の一三、六三五の一五、六三五の一七、六三五の一九から六三五の二三まで、字畑ノ尾六三六の一六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　高知県土佐郡大川村小麦畝字上コヲカケ一九五の一、一九五の三、一九五の五、長岡郡大豊町西峰字ツカノヲ五〇三四の二、五〇三四の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上コヲカケ一九五の一・一九五の三・一九五の五・字ツカノヲ五〇三四の二・五〇三四の四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡吉野町大字国栖三〇八、三〇九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字国栖三〇八・三〇九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び吉野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県大町市美麻字堀切一二二一〇の一、一二二一三、一二二一四、一二二一五の一、一二二一八の二、一二二一九の一、一二二一九の口、一二二二〇、一二二二一、一二二二二の一、一二二二三、一二二二五の一、一二二二六の一、一二二二六の口、一二二三一の一、字よし切一二二二二、長野市信更町田野口字小櫻三〇九〇、三〇九一、三一〇〇の一、三一一四、三一一五のイ、三一一六の口、字大森三一五八から三一六〇まで、安曇野市明科南陸郷二六〇四、二六〇六の一、二六一六の一、二六一六の二、五〇五三の一、五〇五三の二、五〇五八の一、五〇五八の三、五〇五八の四、五〇五九の一、五〇五九の二、五〇六〇の一、五〇六〇の三、五〇六一の一、五〇六一の三、五〇六二の二、五〇六三の一、五〇六三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町床鍋字虎杖谷一二四一の四二、一二四一の四三、一二四一の四六から一二四一の四九まで、字大呑谷一二四二の二一、一二四四の二八から一二四四の三〇まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字バツタイ三一四〇・三一四一・三一八四の一・三一八五・三一九一・三一九二の一・字光神沢三一四二の二・三一四二の三・字花立三一五一の一・三一五五・三一七〇の一・三一七一・三一七六・三一八六・字西向三一七二の一・三一七二の二・三一七三・三一七四の一・三一七四の三・字幸治四五〇三・四五〇四（以上二十一筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県湖西市新居町新居字吹寄下三二八八の五九（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　飛砂の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び湖西市役所に備え置いて縦覧に供する。）